

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月28日（令和6年（行情）諮問第1316号）

答申日：令和8年3月13日（令和7年度（行情）答申第1004号）

事件名：「多様な検討」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書36」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月12日付け防官文第15232号及び令和6年8月30日付け同第19633号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分1について

アないしキ（略）

(2) 原処分2について

アないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ（略）

ク（略）

他に文書がないか確認を求める。

（略）

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求は、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年7月12日付け防官文第15232号により、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和6年8月30日付け防官文第19633号により別紙の2に掲げる文書2ないし文書36について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分2を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) ないし(7) (略)

(8) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(9) (略)

(10) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書に係る行政文書は保有していない。

(11) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月19日 審議
- ④ 令和8年3月9日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書に係る開示請求書の「「多様な検討」（内閣衆質211第54号）」との記載及び添付資料から、防衛力の強化に係るシミュレーションに関する文書及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めているものと解し、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、文書1につき先行開示決定（原処分1）を行い、文書2ないし文書36につき原処分2を行った。

イ 審査会への諮問後、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していることが確認された。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) これを検討するに、まず、諮問庁の上記(1)イの説明を踏まえれば、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書について保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

他方、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段

不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1及び番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国会議員の質問の趣旨や理由及び国会議員の氏名等が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該不開示部分は、国会議員とのやり取りや国会議員から公開を前提とせず入手した内容及び国会議員からの要求に基づき提供した資料であり、これを一方的に公にすると、国会議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記（ア）の諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、別表の番号1は、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号3に掲げる不開示部分について

ア 当該文書を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該文書は、防衛力の強化に係るシミュレーションに関する、政府内における具体的な検討の経緯や結果が記載された文書であり、いずれも公表していない。

当該文書は、その件名を含め、これを公にすれば、我が国の将来の防衛力強化に関して、安全保障上の関心事項や課題等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。また、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、国家安全保

障に関する政府の業務の遂行に支障が生じるおそれがある。したがって、本件開示請求においては、当該文書の全てを不開示とした。

イ 当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書には、将来の防衛力強化に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や課題等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該文書は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「多様な検討」（内閣衆質211第54号）に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。ウラを御参照下さい。

2 本件対象文書

文書1 資料要求回答（令和5年2月）

文書2 シミュレーションの概要

文書3 令和5年2月3日（金） 衆・予算委 本庄 知史君（立憲）
問1

文書4 令和5年2月6日（月） 衆・予算委 穀田 恵二君（共産）
問4

文書5 令和5年3月9日（木） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問1

文書6 令和5年3月9日（木） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問手持ち

文書7 令和5年3月17日（金） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問6

文書8 令和5年3月30日（木） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問6

文書9 令和5年3月30日（木） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問7

文書10 令和5年4月18日（火） 衆・安保委 斎藤 アレックス君
（国民） 問3

文書11 令和5年4月18日（火） 衆・安保委 斎藤 アレックス君
（国民） 問手持ち

文書12 令和5年4月25日（火） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問6

文書13 令和5年4月25日（火） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問手持ち

文書14 令和5年5月9日（火） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問1

文書15 令和5年5月9日（火） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問2

文書16 令和5年5月9日（火） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問3

文書17 令和5年5月9日（火） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）
問4

- 文書18 令和5年5月9日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)
問5
- 文書19 令和5年5月9日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)
問6
- 文書20 令和5年5月9日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)
問7
- 文書21 令和5年5月9日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)
問9
- 文書22 令和5年5月9日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)
問10
- 文書23 令和5年5月9日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)
問11
- 文書24 資料要求回答(令和5年1月)
- 文書25 資料要求回答(令和5年2月)①
- 文書26 資料要求回答(令和5年2月)②
- 文書27 説明要求使用資料(令和5年2月)
- 文書28 資料要求回答(令和5年4月)
- 文書29 説明要求使用資料(令和5年4月)
- 文書30 説明要求手持ち想定(令和5年4月)
- 文書31 資料要求回答(令和5年5月)(提出資料)
- 文書32 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション
に関する質問に対する答弁書
- 文書33 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション
に関する質問に対する答弁書(一問一答)
- 文書34 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション
に関する質問に対する答弁書(説明要旨)
- 文書35 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション
に関する質問に対する答弁書(参考資料)
- 文書36 開示請求された「「多様な検討」(内閣衆質211第54号)
に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。」に係る
行政文書のうち、上記文書2から文書35以外の文書

3 改めて開示決定等すべき文書 防衛力整備計画の概要

別表（本件対象文書の不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 0		
	文書 1 2		
	文書 1 4		
	文書 1 5		
	文書 2 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 1	8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 5	2 9 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 3	6 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 4		
	文書 3 1	7 枚目の一部	
3	文書 3 6	全て	公にすることを前提としない文書及びその関連文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されており、件名、件数等を含めて、これを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であ

			り、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条3号及び5号に該当するため不開示とした。
--	--	--	---

※当審査会事務局で整理した。